

堺市上下水道局発注の管布設工事埋戻し工に関する検証委員会開催要綱

平成30年4月18日制定

1 目 的

上下水道局が発注した管の布設工事において、受注者等による埋戻しの工事（以下「埋戻し工」という。）に関する工事書類の偽造その他の不正行為について、再発の防止に向けた検証等を行うに当たり、有識者等から広く意見を聴取するため、堺市上下水道局発注の管布設工事埋戻し工に関する検証委員会（以下「検証委員会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 埋戻し工における施工監理に関する事項
- (2) 不正行為の再発防止策に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める事項

3 構 成

検証委員会は、次に掲げる者のうち、管理者が依頼する3人以内の者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

4 座 長

- (1) 検証委員会に座長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 検証委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を行う。

5 関係者の出席

管理者は、必要があると認めるときは、検証委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 開催期間等

平成30年5月1日から平成31年3月31日までの間のうち、5回程度開催する。

7 庶 務

検証委員会の庶務は、経営企画室において行う。